

川口市営住宅 入居者募集のしおり （令和7年9月募集）

募集期間：9月1日（月）～ 9月21日（日）

（9月21日（日）の消印有効）

入居者募集のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
入居者の選定・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
申込みの資格・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
収入基準・・・・・・・・・・・・・・・・	P7
資格審査・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
市営住宅入居者募集一覧表など・・・・・・・・	別添資料

注意事項

- 応募される方は、このしおりをよくお読みいただいたうえで、申込書に必要事項を記入し郵送してください。
- 料金不足等の封筒は、受付することができません。
- 申込書提出後は、希望する住宅を変更することはできません。
- 提出された書類（書類不備・募集月の22日以降の消印のものを除く）は、返却しません。
- 市営住宅に暴力団員を入居させないため、条例により、関係機関に入居予定者を照会します。
- 抽選で当選された方（補欠者となり繰上げ当選された方を含む）は、このしおりを入居予定日まで保存しておいてください。
- 公営住宅の申込みにあたり、公営住宅申込代行業と称するものに業務の委託はしていません。

◎募集住宅については、市営住宅入居者募集一覧表をご覧ください。

【お問い合わせ先・申込書送付先】

〒330-8516

さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号

埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

TEL：048（829）2878

1 入居者募集のあらまし

「市営住宅」は、住宅に困っている一定基準以下の所得の方に、低い家賃で賃貸する住宅です。入居を希望する方は、「市営住宅入居者募集一覧表」の中から希望する住宅を1つだけ選んで申込みをしていただきます。その後、公開抽選により入居予定者を決定し、資格審査後入居していただきます。

(1) 市営住宅の申込みから入居まで

●「募集のしおり」と「市営住宅入居者募集一覧表」の確認

○市営住宅に申込みするためには一定の資格が必要です、このしおりの4ページ～10ページをご確認ください。
○募集住宅は入居者募集一覧表をご確認ください。



●申込書の受付期間

○令和7年9月1日(月)から令和7年9月21日(日)まで(消印有効)
※申込み方法は、このしおりの2ページをご確認ください。



●受付票の送付

○申込書の受付後、「受付票」を返送します。
※受付票に必ず所定の額の切手を貼ってください。
切手がない場合は返送できませんので、ご了承ください。



無効

失格



●抽選番号等通知書の送付

○令和7年10月3日(金)(予定) ※申込み締切り後、受理した申込者全員に郵送しますので、抽選会場等をご確認ください。



●公開抽選会

○令和7年10月10日(金)(予定) ※ご自身でくじを引くものではありませんので、出席されなくても抽選結果に影響はありません。



●抽選結果通知書の送付

○令和7年10月17日(金)(予定) ※申込者全員に郵送します。



当選者および繰上げ当選者のみ

●入居資格審査

○令和7年10月下旬(予定) ※申込者本人および同居予定者の資格審査を行います。
※提出書類については11ページをご確認ください。



●入居の承認

※入居資格を確認できた方には、「入居承認通知書」と入居手続書類を送付します。



●失格

※失格の方には「入居資格審査結果通知書」を送付します。

当選されても資格審査の結果、失格となることがあります。



●住宅供給公社に書類提出・敷金の納入

※「市営住宅入居請書」に、入居予定者が署名し必要書類を添付して提出してください。
※敷金の納付書を郵送いたしますので入居説明会(入居指定日前日)までに納入してください。



●入居指定日

○令和7年12月20日(土)(予定) ※入居指定日前日に説明会を開催し、その翌日から15日以内に入居していただきます。

(2) 申込み方法および注意事項

① 申込み方法

- (ア) 「市営住宅入居者募集一覧表」の中から希望する市営住宅を1つ選び、「市営住宅入居申込書」に記入例を参考のうえ必要事項を漏れなく記入し、2枚目の市営住宅入居申込受付票に切手（85円）を貼ってください。また、個人情報利用目的について同意書が必要となりますので、「川口市営住宅入居申込書」2枚目の「同意書」の内容をご確認いただき、住所、氏名を自書し、三つ折りにして下記の送付先に郵送してください。
- (イ) 障害者世帯に該当して優遇世帯区分で申込みされる方は、手帳等の写しを添付してください。※手帳等の写しがない場合は、優遇世帯区分として取り扱いできません。
- (ウ) その他の世帯の自主避難者世帯に該当して優遇世帯区分で申込みされる方は、居住実績証明書の写しを添付してください。※居住実績証明書の写しがない場合は、優遇世帯区分として取り扱いできません。（交付申請や期間については、避難元市町村へお問合せください。）
- (エ) 申込みの内容は変更できませんので、誤りや不足がないか十分ご確認ください。

送付先：〒330-8516

さいたま市浦和区仲町3丁目12番10号
埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

② 申込み期間・募集住宅

申込み期間：9月1日～21日

募集住宅は「市営住宅入居者募集一覧表」をご覧ください。

※申込書は、9月21日の消印があるものまでを有効とさせていただきます。

※申込み資格を満たさない場合や申込み期間を過ぎた消印、料金不足等の封筒は返却させていただきます。

③ 入居資格の喪失

次のような場合は失格となります。

- (ア) 申込み内容が虚偽であることが明らかになったとき。
- (イ) 入居承認通知を受けたが、決められた日までに入居の手続きを行わなかったとき。
- (ウ) 申込みをした家族が同時に入居できないとき。
- (エ) 同一世帯で2通以上の申込みをしたとき、又は同一人が2通以上の申込みをしたとき。
（同居親族として申込みをしているものを含む。）
- (オ) 申込み後に住所変更し、これを埼玉県住宅供給公社に連絡しなかったとき。
- (カ) 申込み後、入居指定日までに申込みの資格〈要件〉を満たさなくなったとき。

④ 共益費

市営住宅の入居者には、家賃のほかに、廊下灯・浄化槽、エレベーター等の共同で利用する施設の費用を負担していただきます。

⑤ 浴槽・風呂釜

道合神戸住宅・芝高木住宅 RB 棟・青木南住宅・青木住宅・安行原住宅・東鳩ヶ谷住宅・西鳩ヶ谷住宅、前川住宅を除いて、原則として浴室に浴槽・風呂釜は設置されていません。

なお、浴槽・風呂釜が設置されていない住宅を選ばれた方は、入居後、入居者負担により取り付けさせていただきます。

⑥ 駐車場

道合神戸住宅・青木南住宅・安行原住宅・安行領家住宅・青木住宅・朝日高層住宅・木曽呂住宅・朝日東高層住宅・前川住宅を除いて、入居者用の駐車場はありません。所定の駐車場以外に自動車を駐車させることはできません。

また、駐車場のある住宅でも空きがない場合は、ご自身で民間の駐車場を確保していただきます。

⑦ その他

- (ア) 住宅内でイヌ、ネコ等の動物の飼育・餌付けおよび一時預かり等を行うことはできません。
- (イ) 一部住宅を除き、市営住宅にはインターネット接続の環境が整備されていません。
- (ウ) プロパンガスを使用する住宅があります。
- (エ) エアコンの設置費用等については、自己負担となります。

(3) 入居手続きおよび入居後の注意事項

- ① 入居の際には、緊急連絡先となる方が1名必要となります。
- ② 敷金は、家賃の3ヶ月分を入居説明会（入居指定日前日）までに一括納入していただきます。
- ③ 入居は、入居指定日から15日以内に行っていただきます。
- ④ 家賃の納期限は毎月末日です。
- ⑤ 家賃を3ヶ月以上滞納した場合は、住宅の明渡しを請求します。
- ⑥ 入居者は、収入申告書を毎年提出していただき、その結果に基づき次年度の家賃が決まります。
入居後、収入が増加し、法や条例に定める収入基準を超えたときは、収入等に応じて加算した家賃を徴収します（市単独住宅を除く）。また、入居後5年以上経過し、その収入額が引き続き2年以上、法及び条例で定める高額所得者収入基準を超えるとときは、住宅の明渡しを請求します。
- ⑦ 单身向け住宅に入居した場合、入居後の同居申請は原則として認められません。
- ⑧ 市営住宅においては、入居者の皆様が共用部分を管理し、電気料金等を負担していただくこととなっています。これらを一人で行うことは困難ですので、自治会に加入して行うこととなります。
- ⑨ 入居後にも、さまざまな手続き(申請、届出)があります。入居後、家族構成の変更(同居・転出・出生・死亡など)がある場合には、市民課等に届出を行うとともに埼玉県住宅供給公社にも手続きを行う必要があります。

2 入居者の選定

市営住宅入居者の選定は、次のとおり行います。

- ① 申込書を受理した申込者全員に、抽選番号等を記入した「市営住宅入居申込抽選番号等通知書」を郵送します。
- ② 申込者が募集戸数を下回った場合、原則として申込者全員を入居予定者としします。
- ③ 申込者が募集戸数を上回った場合、公開による抽選で入居予定者を決定し、あわせて所定人数の補欠者を決定します。
- ④ 補欠者は、当選者が辞退や失格となった場合に「繰上げ当選」となります。
- ⑤ 補欠者の有効期限は、入居指定日の前日までとします。
- ⑥ 申込者全員に抽選結果を記載した「市営住宅抽選結果通知書」を郵送します。
- ⑦ 補欠および落選の方は、複数回落選世帯の優遇を受ける場合に「市営住宅抽選結果通知書」が必要になりますので、大切に保存しておいてください。

3 申込みの資格〈共通要件〉

申込みされる方は、資格として以下の要件をすべて備えている必要があります。

（単身でお申込みする場合は、次のページの要件も必要です。）

- ① 本年1月1日までに川口市に住民票があり、引き続き川口市に居住している方
（外国人は、在留資格のある方）
- ② 川口市の市民税を納期までに完納していること。
- ③ 現在同居し、または同居しようとする親族（内縁関係、パートナーシップ関係にある方および婚約者を含む。）がいること。
（ア）夫婦のどちらか一方が子と申し込む場合や、現在親がありながら兄弟姉妹、祖父母と孫だけで申し込む場合、他に扶養すべき者がいる親族と申し込む場合など、社会通念上著しく不自然な世帯分離での申込みはできません。
（イ）婚約中の場合は、入居指定日の前日までに入籍したことが確認できること。
（ウ）内縁関係の場合は、住民票が「未届けの妻（夫）」となっており、かつ1年以上の同居が確認でき、戸籍で他に婚姻関係が無いことを確認できること。
（エ）パートナーシップ関係の場合は、川口市又は川口市とパートナーシップ制度に係る自治体間協定を結んだ市町村（以下「協定市町村」という。）の発行する証明書等を取得していること。
（オ）事実上婚姻関係が解消している世帯で申し込む場合は、配偶者と住民票で1年以上の別居が確認できること、または家庭裁判所に離婚の調停を申し立てていること。
なお市営住宅入居後に、この配偶者とは同居できません。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
自己所有している住宅に居住している方、県営・市営住宅に居住している方（世帯分離により、別世帯として申込みするものは除きます。ただし、現在居住されている住宅等の使用料に滞納がないこと）は申込みできません。
- ⑤ 収入基準の範囲内にあること。
入居しようとする世帯全員の収入の総額が収入基準の範囲内にあること。
（収入基準および収入の計算方法は、7ページ以降の「収入基準」および「収入月額の計算方法」を参照してください）
- ⑥ 入居者または同居者が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- ⑦ 申込者本人が成人であること。（入居指定日前日までに18歳以上になる方）

※住宅の種類により共通要件に加えて個別の要件が必要となります。詳しくは「市営住宅入居者募集一覧表」をご覧ください。

※入居に際し、緊急連絡先となる方が1名必要となります。

※子ども・被災者支援法に基づく居住実績証明書をお持ちで市営住宅入居を検討されている方は、入居要件等が異なる場合がございますので事前にご連絡ください。

※家賃・駐車場使用料は原則として、口座振替により納入していただきます。

※資格審査時に市民税の滞納がある場合は失格となりますのでご注意ください。

4 申込みの資格〈単身要件〉

募集住宅のうち、比較的小規模な住宅については、単身入居が可能となる場合があります。

4ページ（③の(ア)～(エ)を除く）の申込み資格があり、配偶者がいないもしくは事実上婚姻関係が解消している方で、次の①から⑪までのいずれかに該当する方（ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認めるものを除く。）

- ① 60歳以上の方
- ② 1級～4級に該当する身体障害者手帳の交付を受けている方
- ③ 1級～3級に該当する精神障害者手帳の交付を受けている方
- ④ ④、A、B、Cに該当する療育手帳の交付を受けている方
- ⑤ 戦傷病者手帳（障害の程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方
- ⑥ 厚生労働大臣の認定を受けている被爆者である方
- ⑦ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- ⑧ 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定するハンセン病療養者等である方
- ⑨ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条第2項に規定する配偶者からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する方
 - ・ 女性自立支援施設での保護が終了した日から5年を経過していない方
 - ・ 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない方
- ⑩ 生活保護を受けている方
- ⑪ 特定中国残留邦人等のうち支援給付受給者である方

※住宅の種類により、共通要件及び単身要件に加えて、車イス利用者がいる世帯のみなど限定して募集する場合がありますので、必ず「市営住宅入居者募集一覧表」をご覧ください。

優遇世帯の区分

抽選になった場合、申込者には抽選番号が5つ付与されますが、優遇世帯に該当する場合は、該当することに抽選番号が1つ加算されます。

下記の優遇世帯に該当し、優遇抽選を受けようとする方は、「川口市営住宅入居申込書」の該当箇所を○で囲んでください。

なお、この申告に誤りがあった場合は、失格となる場合がありますので、よく確認し、間違いのないように十分注意してください。

優 遇 世 帯	
母子・父子世帯	申込時点で配偶者のない方（別居中・離婚調停中の方、内縁関係、パートナーシップ関係にある方および婚約者がいる方は該当しません）で、現在 20 歳未満の子（入居指定日の前日時点）を扶養している世帯
高齢者世帯	申込者本人が入居指定日の前日時点で 60 歳以上で、次に掲げるいずれかに該当する方のみと現在同居しているか、これから同居しようとする世帯 1. 配偶者（内縁関係、パートナーシップ関係にある方および婚約者を含む） 2. 18 歳未満の親族または 60 歳以上の親族（入居指定日の前日時点） 3. 下記の障害者世帯欄の 1 から 5 に該当する親族
障害者世帯	申込者または同居しようとする親族が次のいずれかに該当する世帯 1. 1 級～4 級の身体障害者手帳の交付を受けている方 2. 戦傷病者手帳（障害の程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで、または同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの）の交付を受けている方 3. 1 級または 2 級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方 4. ㊤、A または B に該当する知的障害のある方 5. 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象となる疾病により障害福祉サービス受給者証等の交付を受けている難病患者の方 ※障害者世帯に該当し優遇世帯区分で申込される方は、手帳等の写しを添付してください。手帳等の写しがない場合は、優遇世帯区分として取り扱いできません。
複数回落選世帯	申し込んだ名義人自身が直近 2 年間に 3 回以上抽選に外れていて、<u>申込書の該当箇所にそれが明記されている場合。</u> ※離婚などにより名義人の苗字が変わった場合は、「その他の世帯」欄に必ず明記してください。 ※自己都合による当選後の辞退などで入居しなかった場合は、それ以前の落選回数の履歴はなくなります。
その他の世帯	次のいずれかに該当する世帯 1. 申込者または同居しようとする親族に、被爆者健康手帳の交付を受けている方がいて、申込書の「その他の世帯」欄に「被爆者健康手帳の交付」と明記されている場合。 ※被爆者世帯に該当し優遇世帯区分で申込される方は、手帳等の写しを添付してください。手帳等の写しがない場合は、優遇世帯区分として取り扱いできません。 2. 申込者または同居しようとする親族に、新たに海外から引き揚げた者で市長の承認を受けた方がいて、申込書の「その他の世帯」欄に「引揚者」と明記されている場合。 3. 平成 23 年 3 月 11 日時点で福島県中通り及び浜通り（避難指示区域を除く）に居住していた世帯で、避難元市町村が発行する「居住実績証明書」を有している世帯であり、申込書の「その他の世帯」欄に「自主避難者世帯」と明記されている場合。 ※自主避難者世帯に該当し優遇世帯区分で申込される方は、居住実績証明書の写しを添付してください。居住実績証明書の写しがない場合は、優遇世帯区分として取り扱いできません。

収入基準

入居しようとする世帯全員（内縁関係、パートナーシップ関係にある方および婚約者を含む）の合計所得額が、次の収入基準額の範囲内でなければなりません。

住宅別	一般世帯	※2 高齢者・障害者等の世帯
市営住宅（※1 収入月額）	158,000 円以下	214,000 円以下
改良住宅（※1 収入月額）	114,000 円以下	139,000 円以下

※1 収入月額とは、世帯全員の年間収入金額から所得控除、親族控除、特別控除などを差し引き、残った額を12(12カ月)で割った額のこと。

※2 住宅名義人もしくは同居者の中に次に該当する方がいる世帯は収入月額が「158,000 円以下（114,000 円以下）」から「214,000 円以下（139,000 円以下）」に緩和されます。

- ① 入居者または同居者が障害者（身体障害の程度が1級から4級、精神障害1級または2級、および知的障害の程度が㊤、AまたはB）である場合
- ② 入居者が満60歳以上の方（入居指定日の前日時点）で、かつ、同居者全員が満60歳以上（入居指定日の前日時点）、または、18歳未満（入居指定日の前日時点）の方である場合
- ③ 同居者に小学校就学前の方（入居指定日時点）がいる場合
- ④ 単身住宅へ申込む60歳以上の方
- ⑤ その他（詳しくはお問い合わせください。）
戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者など

収入月額の計算方法

申込み世帯全員の総収入を、個別に計算してから総所得を合計していきます。

なお、計算方法は以下の①～⑦のうち該当するものを参照してください。

※1 人で給与と年金の2種類以上収入がある場合は、種別ごとに計算してから合計してください。

給与・事業所得

①～③の場合は9ページの＜収入月額を算出する＞に進んでください。

①	給与所得 (パート・アルバイト含む)	源泉徴収票では「支払金額」ではなく「給与所得控除後の金額」が年間所得金額となります。市町村役場発行の所得証明書では「給与収入」ではなく「所得金額」が年間所得金額となります。
---	-----------------------	--

②	事業所得	確定申告書の所得金額の合計が年間所得金額となります。
---	------	----------------------------

③	令和6年1月2日以降に事業又は営業を開始した場合	事業を営んだ月数の年間収入金額から推定年間所得金額を算出	$\frac{\text{年間収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12 = \text{推定年間所得金額}$
---	--------------------------	------------------------------	---

④～⑤の場合は下記の通り推定年間収入金額を算出し、8ページの＜推定年間収入から推定年間所得金額を計算する場合＞に進んでください。

④	令和6年1月2日以降に就職又は転職した場合	勤続月数から推定年間収入金額を算出	$\frac{\text{年間収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤続月数}} \times 12 + \text{賞与} = \text{推定年間収入金額}$
---	-----------------------	-------------------	---

⑤	就職後1ヶ月に満たず、まだ1ヶ月分の給料が支給されていない場合	基本給、家族手当、住宅手当等固定的給与を12倍する	$\text{固定的給与} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$ $\text{時給} \times \text{時間} \times \text{日数} \times 12 = \text{推定年間収入金額}$
---	---------------------------------	---------------------------	---

年金所得

⑥の場合は非課税年金ですので、年間所得金額はゼロとなります。

⑥	遺族年金、障害者年金、恩給扶助料、老齢福祉年金等の非課税年金
---	--------------------------------

⑦の場合は8ページの＜公的年金等の場合＞を参考に年間所得金額を計算してください。

⑦	国民年金、厚生年金、公務員共済年金等の課税年金
---	-------------------------

＜推定年間収入から推定年間所得金額を計算する場合＞

下記の計算式に当てはめて推定年間所得金額を算出してください。

推定年間収入金額(A)	推定年間所得金額	
550,999 円以下	0 円	
551,000 円以上 ～ 1,618,999 円以下	(A) - 550,000 円	
1,619,000 円以上 ～ 1,619,999 円以下	1,069,000 円	
1,620,000 円以上 ～ 1,621,999 円以下	1,070,000 円	
1,622,000 円以上 ～ 1,623,999 円以下	1,072,000 円	
1,624,000 円以上 ～ 1,627,999 円以下	1,074,000 円	
1,628,000 円以上 ～ 1,799,999 円以下	(A) ÷ 4000 = (B) (B) の小数点以下を切り捨てた額 = (C) (C) × 4000 = (D)	(D) × 0.6 + 100,000 円
1,800,000 円以上 ～ 3,599,999 円以下		(D) × 0.7 - 80,000 円
3,600,000 円以上 ～ 6,599,999 円以下		(D) × 0.8 - 440,000 円
6,600,000 円以上 ～ 8,499,999 円以下	(A) × 0.9 - 1,100,000 円	



推定年間所得金額

円

※算出した推定年間所得金額を 9 ページの年間所得金額欄に入れます。

＜公的年金等の場合＞

公的年金の源泉徴収票の支払金額を下記の計算式に当てはめて年間所得金額を算出してください。

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額	年間所得金額
65 歳以上の方	1,100,000 円以下	0
	1,100,001 円以上 ～ 3,299,999 円以下	年金額 - 1,100,000
	3,300,000 円以上 ～ 4,099,999 円以下	年金額 × 0.75 - 275,000
	4,100,000 円以上 ～ 7,699,999 円以下	年金額 × 0.85 - 685,000
65 歳未満の方	600,000 円以下	0
	600,001 円以上 ～ 1,299,999 円以下	年金額 - 600,000
	1,300,000 円以上 ～ 4,099,999 円以下	年金額 × 0.75 - 275,000
	4,100,000 円以上 ～ 7,699,999 円以下	年金額 × 0.85 - 685,000



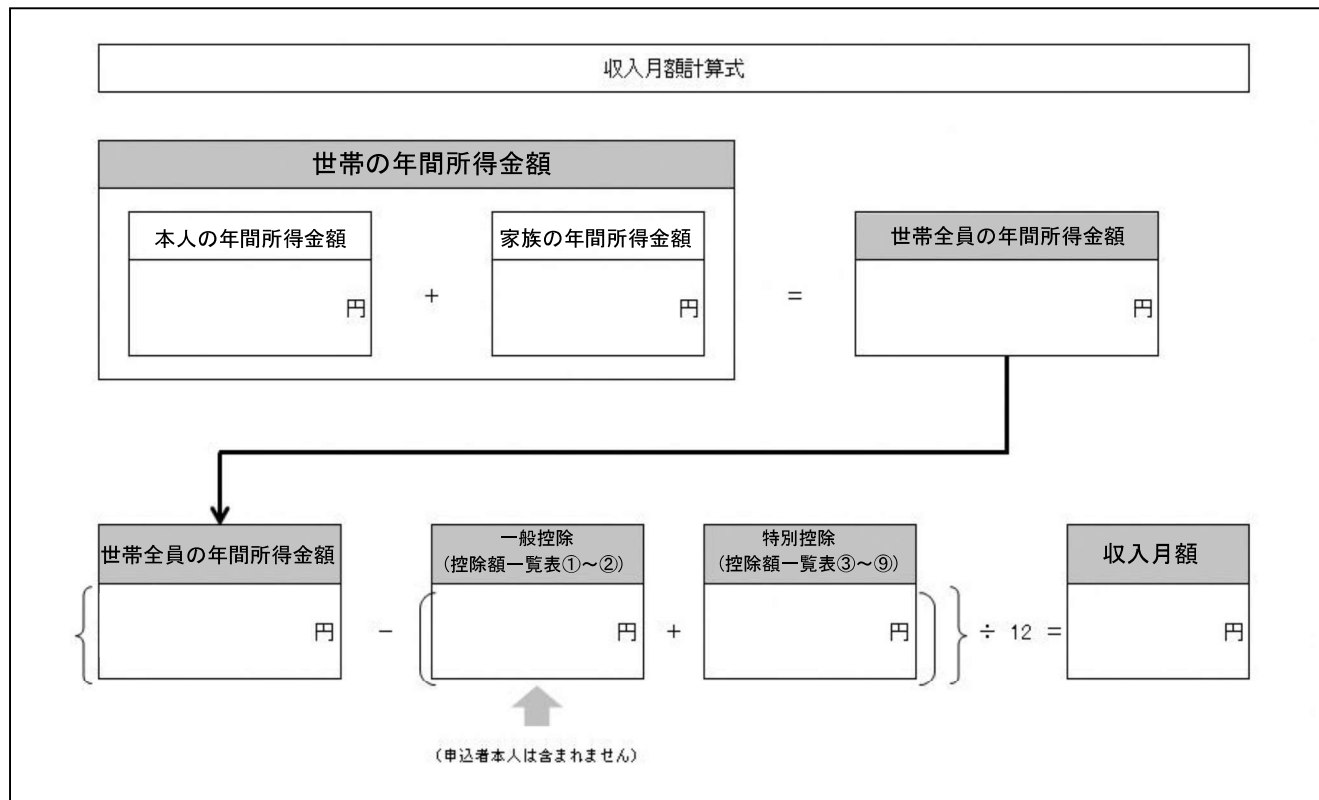
年間所得金額

円

※給与所得と公的年金等の雑所得の2つの所得がある場合（所得金額調整控除）

給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計が10万円を超える場合は、給与所得控除後の金額から最高で10万円を差し引いた額が給与所得金額となります。給与所得控除後の金額が10万円未満の場合はその金額を差し引きます。

<収入月額を算出する>



下記の家族構成で収入月額を算出した場合の計算例

※昨年 1 月 2 日以前から職場を変えずに働いており、年金も貰っている方の場合。

[家族構成]

名義人 : 62 歳

名義人の妻 : 65 歳

[世帯員の年間所得金額]

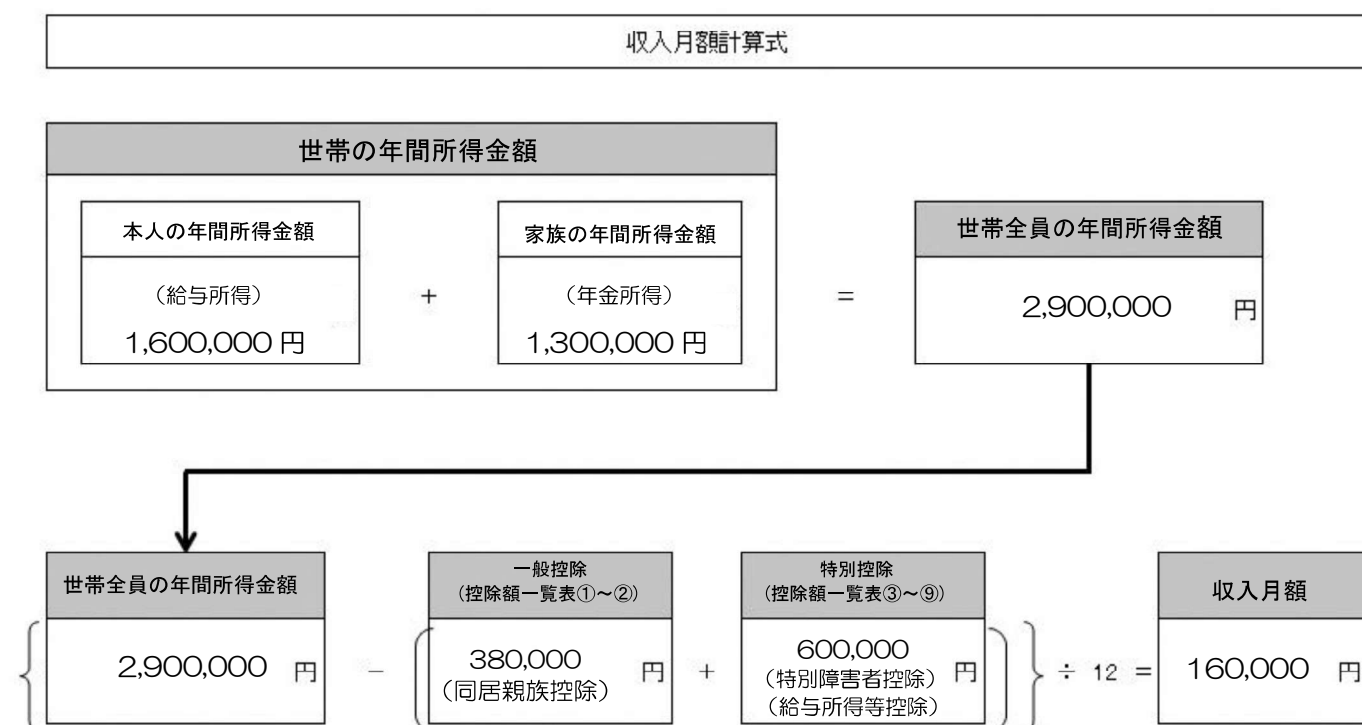
名義人 : 給与所得 1,600,000 円

名義人の妻 : 年金所得 1,300,000 円

【その他】

身体障害者 1 級の

手帳を持っている



控 除 額 一 覧 表

控除種別		控除対象者	控除金額
一般控除	① 同居親族	申込み住宅に同居する、申込み本人以外の方	38万円
	② 同居しない扶養親族	申込み住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方	
特別控除	③ 給与所得等控除	申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	10万円 所得額が10万円未満である場合には、当該所得額
	④ 老人扶養親族	扶養親族のうち70歳以上の方	10万円
	⑤ 特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方	25万円
	⑥ 障害者	申込者本人、同居親族および同居しない扶養親族のうち (ア) 児童相談所などから中度・軽度の知的障害者と判定された方 (イ) 2～3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (ウ) 3～6級の身体障害者手帳の交付を受けている方 (エ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで及び第五款症までの方 (オ) 年齢65歳以上で障害の程度が(ア)(ウ)と同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方	27万円
	⑦ 特別障害者	申込者本人、同居親族および同居しない扶養親族のうち (ア) 心神喪失の状況にある方 (イ) 1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (ウ) 児童相談所などから重度の知的障害者と判定された方 (エ) 1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている方 (オ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第三項症までの方 (カ) 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 (キ) 年齢65歳以上で障害の程度が(ア)(ウ)(エ)と同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方 (ク) 常に就床を要し複雑な介護を要する方	40万円
	⑧ 寡婦	所得者本人が(ア)から(ウ)のいずれかに該当し、かつ(1)から(3)の要件すべてにあてはまる方 (ア) 夫と離婚した後婚姻をしていない方で扶養親族がいる方 (イ) 夫と死別した後婚姻をしていない方 (ウ) 夫の生死が明らかでない者 (1) ひとり親に該当しないこと (2) 合計所得金額が500万円以下であること (3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	27万円 所得額が27万円未満の場合は、当該所得額
	⑨ ひとり親	所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者で、次の要件すべてにあてはまる方 (ア) 生計を一にする子(所得金額が48万円以下の者で他の同一生計配偶者又は扶養親族でない人)がいること (イ) 合計所得金額が500万円以下であること (ウ) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	35万円 所得額が35万円未満の場合は、当該所得額

5 資格審査

公開抽選により当選された方には、埼玉県住宅供給公社から資格審査の日程をお知らせしますので、以下の書類をご用意いただき、審査を受けてください。この資格審査で[市営住宅入居申込書]に記載いただいた資格や要件、基準等について確認します。

(1) 全員に提出していただく書類(各種証明書は3ヶ月以内に発行されたもの)

No	書 類 名	発行機関等	備 考
1	世帯全員の住民票	市民課・支所・行政センター	入居しようとする世帯全員の住民票(続柄が記載されているもの)
2	令和7年度の 市県民税課税証明書	市民課・支所・行政センター	申込者本人および同居しようとする親族のうち、昨年中に収入および所得のある方は全員必要です。
	令和7年度の 市県民税非課税証明書		申込者本人および同居しようとする親族のうち、昨年中に収入および所得のない方は全員必要です。(中学生以下は不要)
3	令和6年度の 市県民税納税証明書	市民課・支所・行政センター	申込者本人および同居しようとする親族のうち、一昨年中に収入および所得のある方は全員必要です。
	令和6年度の 市県民税非課税証明書		申込者本人および同居しようとする親族のうち、一昨年中に収入および所得のない方は全員必要です。(中学生以下は不要)
4	賃貸契約書の写し	—	賃貸住宅に住んでいる方は、最新の賃貸契約書の写し ※審査時点で契約期間内のもの
	令和7年度の 固定資産評価証明書	市民課・支所・行政センター	親族名義の住宅に同居している方 <u>※所有者（共有名義含む）全てが記載されているもの</u>
5	入居状況確認書	埼玉県住宅供給公社	資格審査の案内と一緒に郵送します。

(2) 該当する方のみ提出していただく書類(各種証明書は3ヶ月以内に発行されたもの)

NO	書 類 名	発行機関等	備 考
1	単身入居等の入居者資格認定のための申立書	用紙は13、14ページ	単身者として申込む方
2	内縁(パートナーシップ)関係申立書	用紙は15ページ	内縁(パートナーシップ)関係に該当する方
3	パートナーシップ制度導入市町村の発行する証明書等	川口市又は協定市町村	パートナーシップ関係に該当する方
4	退職証明書又は雇用保険受給証明書の写し	用紙は15ページ	令和6年1月2日以降に退職し、現在無職の方がいる場合、当時の勤務先の代表者等が証明したもの
5	婚約の証明書	用紙は16ページ	現在婚約中の方。※入居指定日前日までに入籍したことが確認できることが条件となります。
6	給与支払証明書	用紙は17ページ	令和6年1月2日以降に現在の職場に就職した方
7	収支明細書	用紙は18ページ	令和6年1月2日以降に開業した方
8	戸籍謄本又は 独身であることの証明書	(本籍地)市民課・支所・行政センター 大使館等	・配偶者のいない成人の方 ・単身世帯に該当する方 ・母子、父子世帯に該当する方・内縁関係(パートナーシップ)に該当する方 ※外国籍の方は独身であることの証明書をご提出ください。
9	障害者手帳等の写し	—	障害者手帳をお持ちの方
10	生活保護受給証明書	生活福祉課	福祉事務所発行のもの ※常にお手持ちの受給証とは別のものです。
11	居住実績証明書	避難元市町村	自主避難者世帯に該当する方 ※交付申請や期間は、避難元市町村へお問合せください。
12	在留カードの写し(両面)	—	外国籍の方
13	パスポートの写し	—	外国籍の方 ※入国日が分かるもの

※その他、事情に応じて必要な書類を提出していただくことがあります。

※不足書類があると、再度お越しいただくことになりますので不足書類のないようにご注意ください。

6 請書の提出

市営住宅へ入居の承認を受けた方には、あらかじめ指定された日までに、必要書類を添えて入居請書を提出していただきます。

7 緊急連絡先

入居の際には、緊急連絡先となる方が1名必要となります。

8 敷金

家賃の3ヶ月分を入居説明会（入居指定日前日）までに一括納入していただきます。

9 入居説明会

入居説明会では、入居に際しての注意事項等を説明させていただきます。

なお、この説明会を無断で欠席されますと失格になりますので、欠席される時は必ず事前に、埼玉県住宅供給公社まで連絡をしてください。

10 家賃・駐車場使用料

- （1）家賃・駐車場使用料は引越し日にかかわらず、入居指定日より発生いたします。
- （2）家賃は、入居世帯全員の収入及び、住宅の規模や立地条件、築年数などに応じて決定されます。
- （3）家賃・駐車場使用料は原則として、口座振替により納入していただきます。

11 その他

住宅の修繕はおこなっていますが、以前に人が居住していた住宅ですので新築住宅のような状態ではありません。また、修繕は生活上支障のないよう実施しておりますが、古い住宅もございますので、あらかじめご了承ください。

※この申立書は単身者住宅へ申込をする方に提出していただくものです。

単身入居の入居者資格認定のための申立書

必要としない ⇒ 1～3までの質問に対する回答は不要です。（署名欄へ）

※申込み時には必要ありません。

※内縁（パートナーシップ）関係に該当される方に提出していただくものです。

内 縁（パートナーシップ）関 係 申 立 書

私たちは、 年 月 日頃から内縁（パートナーシップ）関係にあることを申し立てます。

年 月 日

申 立 者

住 所 _____

氏 名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

----- 切 り と り 線 -----

※申込み時には必要ありません。

※令和 6 年 1 月 2 日以降に退職し、現在無職の方に提出していただくものです。

退 職 証 明 書

住 所 _____

氏 名 _____

上記の者は、 年 月 日付けで退職したことを証明します。

年 月 日

（宛先）埼玉県住宅供給公社 理事長

住 所 _____

証明者 名 称 _____

代表者名 _____ (印)

電 話 _____

※申込み時には必要ありません。
※現在婚約中の方に提出していただくものです。

婚 約 の 証 明 書

申込者住所 _____

氏 _____ 名 _____

婚約者住所 _____

氏 _____ 名 _____

上記両名は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日婚約成立し、 _____ 年 _____ 月 _____ 日入籍予定であることを証明します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社 理事長

証明する者の住所 _____

氏 _____ 名 _____

(注)入居指定日前日までに入籍したことが確認できることが条件となります。

切
り
と
り
線

※申込み時には必要ありません。
※令和6年1月2日以降に現在の職場に就職した方に提出していただくものです。

給 与 支 払 証 明 書

氏名		採 用 年月日	年 月 日	職種		扶養 親族	人
----	--	------------	-----------------	----	--	----------	---

年 月	基 本 給	賞 与	時間外勤務手当	その他の手当	月 計
合 計					

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

年 月 日

所在地 _____

給与支払者 電 話 _____

名称及び
代表者氏名 _____ (印)

●記載上の注意 ……… 給与支払者様へ

- ア さかのぼって1年間（勤務が1年に満たない場合は、勤続月だけ）記入してください。（前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。）
- イ 記載事項は給与の原簿からペンまたはボールペンで正確に転記してください。
- ウ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
- エ 給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。
- オ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
- カ 給与所得者が2名以上いる場合は2部提出してください。
- キ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

切
り
と
り
線

※令和6年1月2日以降に自営業を開業した方には提出していただくものです。

日 月 年

五
里

III

2

事業所名称

5 月別収支内訳

引 来

※この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。